

## 千葉市国民健康保険条例の一部改正（案）について

### 1 産前産後期間における国民健康保険料の免除措置について

#### (1) 趣旨

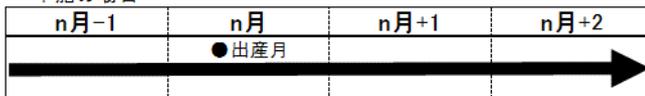
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び均等割額の免除措置が導入されることとなり、これらを反映させるため、千葉市国民健康保険条例の一部を改正する。

#### (2) 主な内容

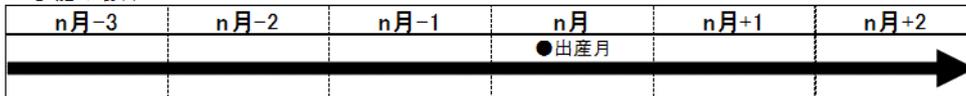
ア 国民健康保険料について、出産する被保険者の出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を免除する。

【参考】産前産後期間の保険料免除期間

単胎の場合



多胎の場合



減免対象期間 →

イ 国民健康保険法の一部改正に伴い、引用している条文の条項ずれが生じたため、規定の整備を行う。

#### (3) 施行期日

令和6年1月1日

## 2 特例対象被保険者等に対する国民健康保険料の軽減について

### (1) 趣旨

特例対象被保険者等（以下、非自発的失業者という。）に係る国民健康保険料の軽減に対する確認書類の取り扱いの変更に伴い、千葉市国民健康保険条例の一部を改正するものである。

### (2) 条例改正の内容

非自発的失業者から国民健康保険料の軽減の申請があった場合、現在は雇用保険受給資格者証を確認しているが、これに加え雇用保険受給資格通知も確認に用いることとする。

#### 【申請にあたっての確認書類】

変更前	変更後
雇用保険受給資格者証	雇用保険受給資格者証
	雇用保険受給資格通知

### (3) 施行期日

公布の日